

臨時福祉給付金(経済対策分)

申請を受け付けます

申請期間 4月18日(火)～8月31日(木)

申請書類 支給の対象となる可能性がある方には、市から申請書類を4月17日(月)に発送します

26年4月に行われた消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

支給対象となる可能性がある方には、4月17日(月)に申請書を発送します。

申請期限の8月31日(木)までに、忘れずに申請してください。

今号では、支給要件や申請方法などについて、お知らせします。

詳しくは臨時福祉給付金コールセンター☎470-7863へ。



詳細をカクニンジャ

支給対象者	基準日(28年1月1日)時点で市内に住民登録がある方で、「平成28年度臨時福祉給付金」(3,000円)の支給対象者 ※「平成28年度臨時福祉給付金」を実際に受給したか否かは問いません。 ※28年1月1日から支給決定までに亡くなられた方は、支給の対象にはなりません。 ◎「平成28年度臨時福祉給付金」の支給要件 28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方 ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護受給者などの場合は対象外です。
支給額	支給対象者1人につき、1万5,000円 ※支給は1回限りです。
申請期間	4月18日(火)～8月31日(木) ※消印有効。
申請方法	郵送、または市役所1階「臨時福祉給付金窓口」へ提出 (臨時設置。土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
提出書類	申請書、本人確認書類*1、振込先金融機関口座確認書類*2 ※1 本人確認書類=写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、保険証、旅券などの写し ※2 振込先金融機関口座確認書類=受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し ただし、受け取り方法で「平成28年度臨時福祉給付金と同じ口座への振り込み」を選択した場合は不要です。
支給開始日	6月1日(木)以降順次 ※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度を予定していますが、それ以上かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

東久留米市 臨時福祉給付金 コールセンター

☎042-470-7863

※土曜・日曜日、祝日を除く
午前8時半～午後5時15分
※電話番号をお確かめの上、
お掛け願います。



相談・受付窓口

東久留米市役所1階 臨時福祉給付金窓口

開設期間: 4月18日(火)～8月31日(木) ※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時
※市役所1階に臨時設置します。

【担当課】 総務課臨時福祉給付金担当



2面には、「申請から支給までの流れ」、「支給対象者判定チェック」、「Q&Aよくある質問」などを掲載しています

《今号の主な内容》

- ・29年度における固定資産税・都市計画税のあらまし
- ・特別徴収(年金天引き)の方へ介護保険料・仮徴収のご案内
- ・29年度一般会計予算案、特別会計予算案が成立しました
- ・特別児童扶養手当・特別障害者手当などのご案内
- ・シリーズ第1回 自転車等駐車場の現状について
- ・第23回春の祭典2017水と緑のまちこの道ひとすじに
- ・こども読書週間「小さい本の大きなせいかい」
- ・大人の風しん抗体検査・予防接種費用の一部を助成します

今号とは別刷りで「こみ有料化に関する特集号」を発行しています。

3面 4面 5面 6面 7面 9面 10面 11面